

プリンセスエムクラシック
坊垣 生也 様

2018年10月3日

アジレント・テクノロジー株式会社
東京都八王子市高倉町9-1
安全保障貿易管理室 発行
電話:042-660-4450



該非判定書ご送付のご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃弊社製品をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、ご依頼をいただいております該非判定書を添付PDFファイルにてお送りさせていただきます。

(PDFも該非判定書としての効力は原本と同じです。)

ご査収の程宜しく願いいたします。

今回の判定は御社の依頼日が **2018年9月27日** に対するもので、弊社判定番号が **L18-1148** となります。

(免責事項: お読み下さい)

弊社製品を輸出する場合は、お客様の責任において外為法および関連法令を遵守いただきますようお願い致します。

また、弊社が該非判定書にてご提供する情報(以下、本件情報)は予告なく変更されることがあり、それによるいかなる保証も伴うものではありません。

いかなる場合においても、提供した内容に関連して生じた直接的・間接的損害について、

弊社は一切の責任を負いません。

あくまでも、お客様の責任のもとに本件情報をご利用下さいますようお願い申し上げます。

該非判定書

～輸出貿易管理令別表第一の第1項から第15項における判定～
(2018年1月22日施行政省令等対応)

2018年10月3日

アジレント・テクノロジー株式会社
東京都八王子市高倉町9-1
安全保障貿易管理室 発行



下記の弊社販売又は取扱製品について輸出貿易管理令別表第一の第1項から第15項における判定結果をご連絡いたします。
尚、弊社におきましては、コンプライアンスプログラム(輸出関連法規遵守規程)を作成し社内の管理に徹底を期しております。

型名	オプション	製品名
G2589-64203	-	5973 Inert MSD Stand - Turbo EI
製品概要	本製品はAgilent質量検出器G2578A本体で、ターボ型真空ポンプが組み込まれています。	
判定結果	非該当	
理由	質量検出器の詳細については下記「2. 原子力」をご参照ください。	

2. 原子力

輸出令第2項		貨物等省令第1条		項目別判定 該当/非該当	理由
項番	項目	項番	項目		
輸出令 第2項 (32)	核燃料物質 の分析に用い られる質量分 析計又はイオ ン源	貨物等省令 第1条 第三十七号	質量分析計であって、原子質量単位で表した質量が230以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が2未満のイオンを区別することができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いること		四重極型質量分析器 測定範囲 >320 本製品に含まれるターボ型真空ポンプは輸出令 2(35)、3(2)9 に非該当です。
		イ	誘導結合プラズマを用いたもの	非該当	用いていません。
		ロ	グロー放電を用いたもの	非該当	用いていません。
		ハ	熱電離を用いたもの	非該当	用いていません。
		ニ	分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するものであって、次の（一）及び（二）に該当するもの	非該当	該当しません
		（一）	電子ビームを用いて分子がイオン化されるイオン源領域に、分析される物質の分子の平行ビームを照射する装置を有するもの	非該当	該当しません
		（二）	分析される物質の分子の平行ビーム中の電子ビームを用いてイオン化されない分子を捕捉するため、零下80度以下の温度となることができるコールドトラップを1以上有するもの	非該当	該当しません
		ホ	アクチニド又はそのふっ化物のイオン化用に設計したイオン源を有するもの	非該当	該当しません
		へ	次の（一）から（五）までの全てに該当するもの	非該当	該当しません
		（一）	原子質量単位で表した質量が320以上のイオンを測定することができるものであって、原子質量単位での分解能が320を超えるもの	該当	可能です。
		（二）	イオン源が、ニッケル、ニッケルの含有量が全重量の60パーセント以上のニッケル銅合金又はニッケルクロム合金で作られた又はこれらの材料で保護されたもの	非該当	該当しません
		（三）	分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するもの	該当	電子イオン化によるイオン発生源
		（四）	同位元素の分析に用いることができるコレクタを有するもの	非該当	該当しません
		（五）	六ふっ化ウランのガスの流れを止めずに試料を採取することができるように設計したもの	非該当	該当しません
				判定	非該当

ノト:項番ごとの判定で上位にて該当/非該当が決定される場合には下位の条文は省略しております。また、当該品の対象でない項番の条文も省略しております。

米国再輸出規制(EAR)判定:ECCN

3A999.B



Agilent Technologies

該非判定書

～輸出貿易管理令別表第一の第1項から第15項における判定～
(2018年1月22日施行政省令等対応)

2018年10月3日

アジレント・テクノロジー株式会社
東京都八王子市高倉町9-1
安全保障貿易管理室 発行



下記の弊社販売又は取扱製品について輸出貿易管理令別表第一の第1項から第15項における判定結果をご連絡いたします。
尚、弊社におきましては、コンプライアンスプログラム(輸出関連法規遵守規程)を作成し社内の管理に徹底を期しております。

型名	オプション	製品名
G1943-64007	-	GC For MSD 200V
製品概要	Agilent G1942N/ 6890 ガスクロマトグラフ分析計。MSD専用	
判定結果	非該当(対象外)	
理由	輸出貿易管理令別表第一の第1項から第15項のいずれにも本製品に該当する貨物はありません。(対象外)	

ノート:項番ごとの判定で上位にて該当/非該当が決定される場合には下位の条文は省略しております。また、当該品の対象でない項番の条文も省略しております。

米国再輸出規制(EAR)判定:ECCN

3A999.F



Agilent Technologies

該非判定書

～輸出貿易管理令別表第一の第1項から第15項における判定～
(2018年1月22日施行政省令等対応)

2018年10月3日

アジレント・テクノロジー株式会社
東京都八王子市高倉町9-1
安全保障貿易管理室 発行



下記の弊社販売又は取扱製品について輸出貿易管理令別表第一の第1項から第15項における判定結果をご連絡いたします。
尚、弊社におきましては、コンプライアンスプログラム(輸出関連法規遵守規程)を作成し社内の管理に徹底を期しております。

型名	オプション	製品名
G1956-64106	-	LC/MS System SL
製品概要	Agilent single Q LC/MS システムG1956BあるいはG2908BAの本体でターボポンプを内蔵します	
判定結果	非該当	
理由	下記「2. 原子力」をご参照ください。	

2. 原子力

輸出令第2項		貨物等省令第1条		項目別判定	理由
項番	項目	項番	項目	該当/非該当	
輸出令 第2項 (32)	核燃料物質 の分析に用 いられる質量 分析計又はイ オン源	貨物等省令 第1条 第三十七号	質量分析計であって、原子質量単位で表した質量が230以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が2未満のイオンを区別することができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するものを除く。)又は当該質量分析計に用いることができるイオン源	非該当	測定範囲 >230 かつ原子質量の差が2未満のイオンを区別できますが、イ～へのいずれも該当しません。本体にはイオン源を含みません。また、内蔵のターボ型真空ポンプを搭載していますがいずれも輸出令 2(35)、3(2)9 に非該当です。
		イ	誘導結合プラズマを用いたもの	非該当	用いていません。
		ロ	グロー放電を用いたもの	非該当	用いていません。
		ハ	熱電離を用いたもの	非該当	用いていません。
		ニ	ニ 分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するものであって、次の(一)及び(二)に該当するもの	非該当	該当しません
		(一)	電子ビームを用いて分子がイオン化されるイオン源領域に、分析される物質の分子の平行ビームを照射する装置を有するもの		該当しません
		(二)	分析される物質の分子の平行ビーム中の電子ビームを用いてイオン化されない分子を捕捉するため、零下80度以下の温度となることが		該当しません
		ホ	アクチニド又はそのふっ化物のイオン化用に設計したイオン源を有するもの	非該当	該当しません
		ヘ	次の(一)から(五)までの全てに該当するもの	非該当	該当しません
		(一)	原子質量単位で表した質量が320以上のイオンを測定することができるものであって、原子質量単位での分解能が320を超えるもの		可能です。
		(二)	イオン源が、ニッケル、ニッケルの含有量が全重量の60パーセント以上のニッケル銅合金又はニッケルクロム合金で作られた又はこれらの		該当しません
		(三)	分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するもの		該当しません
		(四)	同位元素の分析に用いることができるコレクタを有するもの		該当しません
		(五)	六ふっ化ウランのガスの流れを止めずに試料を採取することができるように設計したもの		該当しません
				判定	非該当

ノート:項番ごとの判定で上位にて該当/非該当が決定される場合には下位の条文は省略しております。また、当該品の対象でない項番の条文も省略しております。

米国再輸出規制(EAR)判定:ECCN

3A999.B